



警戒情報

# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第71号)

配信日 平成26年6月25日

長崎県消費生活センターからの情報です

### 九州電力を名乗る電話勧誘に注意！

#### 〈相談事例〉

九州電力の関係会社を名乗る事業者から、「電気料金が安くなる方法があります」という内容の電話があった。

電気料金が安くなるならと話を聞いたところ、実際は電気温水器など高額な機器の勧誘であり、また、九州電力とも無関係であることが分かった。情報提供する。

#### 〈消費者センターからのアドバイス〉

- 同内容の相談が佐世保市消費生活センターに約20件、九州電力佐世保営業所に約300件寄せられています。電話勧誘の際に、九州電力の名前を利用して消費者を信用させ、「電気料金が安くなる」といった消費者が喜ぶ情報を先に出して、電気温水器などの機器の勧誘を目的としています。九州電力が戸別に電話勧誘を行うことはありません。
- 販売目的を隠し、勧誘することは特定商取引法では禁止されています。「電気料金が安くなる」という勧誘をうのみにせず、必要のない場合きっぱりと断りましょう。  
電話勧誘販売、訪問販売はクーリング・オフをすることができ、契約をした後でも契約書面を受け取って8日以内であれば無条件解約ができます。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

**長崎市消費者センター**（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

**土曜日、日曜日、祝日** …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)